

令和4年第1回奥州市議会臨時会付議事件

(令和4年3月28日)

- 議案第1号 奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第2号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第4号 令和3年度奥州市一般会計補正予算（第15号）
- 議案第5号 令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第6号 令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 議案第7号 令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 令和3年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第3号）
- 議案第9号 令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

議案第 1 号

奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国家公務員における非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和に鑑み、市の非常勤職員においても同様の措置を講ずることにより、妊娠・出産・育児等と仕事との両立を支援し、もって働きやすい職場環境を整備するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市職員の育児休業等に関する条例（平成18年奥州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第16条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業者認定申請手数料の金額等を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例
奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

。

別表第4の12の項から14の項までを次のように改める。

12～14 削除		
----------	--	--

別表第4の25の項から28の項までを次のように改める。

25～28 削除		
----------	--	--

別表第4の34の項及び35の項を次のように改める。

34・35 削除		
----------	--	--

別表第4の48の項中「11万円」を「9万8,000円」に改め、同表50の項中「1万7,000円」を「1万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第4の12の項から14の項まで、25の項から28の項まで、34の項及び35の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後申請がなされた事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

工業団地整備事業の用に供するため。

2 取得する財産

財産の所在地	種別	地目	面積	取得予定価格	備考
奥州市江刺岩谷堂 字袖山11番 2	土地	山林	117, 847㎡	29, 461, 750円	持分 2 分の 1 小田嶋 弘行
				29, 461, 750円	持分 2 分の 1 小田嶋 敦子
取得予定価格の合計				58, 923, 500円	

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 奥州市江刺八日町一丁目 6 番18号

氏名 小田嶋 弘行

住所 奥州市江刺八日町一丁目 6 番18号

氏名 小田嶋 敦子

令和 4 年 3 月 28 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

工業団地整備事業の用に供する土地を取得しようとするものである。

議案第 4 号

令和 3 年度奥州市一般会計補正予算（第15号）

令和 3 年度奥州市一般会計補正予算（第15号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 3 月28日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第 5 号

令和 3 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 3 月 28 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第 6 号

令和 3 年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 3 月 28 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第 7 号

令和 3 年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 3 月 28 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第 8 号

令和 3 年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 3 月 28 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第 9 号

令和 3 年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 3 月 28 日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第 1 号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月28日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第 1 号

専 決 処 分 書

市道野中前新山前線上における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

9,999円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を60対40とし、奥州市は、相手方に対し損害額16,665円のうち9,999円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和4年1月15日午後5時30分頃、相手方車両が前沢古城字四反田地内の市道野中前新山前線を走行中、道路に開いていた穴に車両左側前輪が落ち、タイヤを損傷させたことによる。

令和4年2月16日

奥州市長 小 沢 昌 記